

中信4市スポーツ協会・体育協会協議会 申し合わせ事項

- 1 当番市の輪番 下段<>はスポーツ少年団中信事務局  
当面松本市とし、会議及び情報交換会等はその都度開催都市を決める。

|                |        |        |        |        |
|----------------|--------|--------|--------|--------|
| 令和2年度          | 令和3年度  | 令和4年度  | 令和5年度  | 令和6年度  |
| 当面松本市<br><塩尻市> | <松本市>  | <松本市>  | <安曇野市> | <安曇野市> |
| 令和7年度          | 令和8年度  | 令和9年度  | 令和10年度 | 令和11年度 |
| <松川村>          | <松川村>  | <池田町>  | <池田町>  | <大町市>  |
| 令和12年度         | 令和13年度 | 令和14年度 | 令和15年度 | 令和16年度 |
| <大町市>          | <白馬村>  | <白馬村>  | <小谷村>  | <小谷村>  |
| 令和17年度         | 令和18年度 | 令和19年度 | 令和20年度 | 令和21年度 |
| <塩尻市>          | <塩尻市>  | <松本市>  | <松本市>  | <安曇野市> |

- 2 事業年度 毎年4月1日～3月31日

3 正副会長会議

- (1) 会則、申し合わせ事項、事業計画等の決定または変更を行う。
- (2) 会議後に懇親会がある場合には、中信4市の連携をより深めるため、構成団体の副代表者はなるべく出席するものとする。
- (3) 開催時期
  - ア 各構成市の定時評議員会・総会、長野県スポーツ協会加盟郡市体育（スポーツ）協会連絡会議の終了後、6月～8月とする。
  - イ その他必要が生じた時に開催する。

4 幹事会

- (1) 会則、申し合わせ事項、正副会長会議、情報交換会等事業計画の審議を行う。
- (2) 開催時期
  - ア 正副会長会議の前。内容調整できていれば、正副会長会議直前も可とする。
  - イ 各構成団体の次年度事業計画前に開催する。
  - ウ その他必要が生じた時に開催する。

## 5 情報交換会・研修会等

- (1) 参加範囲 内容等に合わせ、その都度設定する
- (2) 開催時期 正副会長会議、あるいは情報交換会等を行うに相応しい時期とする。
- (3) 開催時間 意見交換会（懇親会）に合わせて時間設定をする。
- (4) 開催会場 幹事会においてその都度調整の上、選定する。
- (5) 開催内容は、概ね次のとおりとする。
  - ア 各市協会の事業全般の紹介
  - イ スポーツに係わる時事問題についての情報交換
  - ウ 各市協会からの質問と回答、意見交換
  - エ 当番市のスポーツ施設等の見学
  - オ 参加者による意見交換会（懇親会）
- (6) 情報交換会等の司会は主に各構成団体であらかじめ中信4市担当として選定された担当理事・委員長等が行う。

## 6 共通名簿の作成

- (1) 職員の定期人事異動に伴い、毎年4月に変更内容を構成団体に連絡する。
- (2) 定時評議員会、総会等の役員改選後、変更内容を構成団体に連絡する。
- (3) 上記の他、異動・改選後速やかに構成団体に連絡する。
  - ア 役員の異動：役職名、氏名、ふり仮名、就任年月日、母体となる競技団体等
  - イ 職員の異動：役職名、氏名、ふり仮名、就任年月日、所属する競技団体等
- (4) 当番市は上記(2)において名簿を調整し、構成団体に配布する。

附則 この申し合わせ事項は、令和2年7月30日から施行する。